

## 三次市電気料金高騰対策事業者支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、原油価格の高騰に伴う電気料金の大幅な上昇の影響を受けた市内の法人又は個人事業者（以下「事業者等」という。）に対し、当該事業者等が事業に要した電気料金の一部として、三次市電気料金高騰対策事業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業者等の経済的負担の軽減、事業継続を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する法人又は個人事業者。ただし、発行済み株式若しくは出資の2分の1以上を同一の大企業者に所有されている法人又は発行済み株式若しくは出資の3分の2以上を大企業者に所有されている法人は除く。

イ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2に該当する法人又は法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人。ただし、政治団体及び宗教法人を除く。

(2) 大企業者 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号で規定するものをいう。

(3) 事業に要した電気料金 第1号に定めた事業者等が、市内事業所において事業の用に供した電気料金をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 事業者等

(2) 年金収入を除く収入のうち、主たる収入が事業収入であって、その前年の

収入が120万円以上である事業者等

(3) 令和3年（法人は前事業年度）分確定申告をしている事業者等

2 令和4年中に事業を開始した事業者等にあつては、前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、補助対象者とする。

（不交付要件）

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象者としな

(1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団（三次市暴力団排除条例（平成23年三次市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者

(2) 補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の国、県又は市の補助金の交付を受けたもの

(3) 納期限の到来した市税・料を完納していない者

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の趣旨等に照らして適当でないと市長が認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、令和4年7月から同年12月までの間、事業者等が市内の事業所において事業に要した電気料金のうち、任意の3月の電気料金とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助対象経費としな

(1) 三次市指定管理施設電気料金負担軽減補助金交付要綱（令和4年三次市告示第250号）の補助対象経費とした電気料金

(2) 令和3年度に広島県感染拡大防止協力支援金（以下「県支援金」という。）を受給した事業者にあつては、県支援金の受給対象期間が含まれる月と比較し、補助対象経費とした電気料金

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費とした電気料金から前年同月の電気料金を除き、その各月の増加した額の合計額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額の2分の1以内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じるとき

は、これを切り捨てる。

- 2 令和4年中に事業を開始した事業者等で、前年同月の電気料金が発生していない場合は、別に定める方法により補助金の額を算出するものとする。
- 3 前2項に規定する補助金の額は、150万円を上限とする。
- 4 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市電気料金高騰対策事業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 三次市電気料金高騰対策事業者支援事業補助金交付申請に係る宣誓書（様式第2号）
- (2) 三次市電気料金高騰対策事業者支援事業補助金交付申請額計算書（様式第3号）
- (3) 補助金の額の算定に必要なとなる電気料金明細書等
- (4) 市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることを証する書類
- (5) 振込先口座通帳の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上、その適否を決定、確定し、三次市電気料金高騰対策事業者支援事業補助金交付決定兼交付確定通知書（様式第4号）又は三次市電気料金高騰対策事業者支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の規定により交付の確定した補助金の支払を受けようとするときは、三次市電気料金高騰対策事業者支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定及び交付確定又は交付を受けたときは、補助金の交付決定及び交付確定を取り消し、

又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年12月16日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(告示失効後の経過措置)

3 第10条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。